

令和5年度における独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の中小企業者に関する契約の方針

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号。以下「官公需法」という。）第5条の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和5年4月25日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和5年度における新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を次のとおり定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

当機構は、令和5年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額の比率が前年度までの実績を上回るよう努め、金額が約443,308千円、比率が61.4%になるよう努めるものとする。

2 新規中小企業者向け契約目標

中小企業・小規模事業者向け契約目標のうち、新規中小企業者の契約比率については、前年度までの実績を上回るよう努め、平成27年度以降の新規中小企業者の契約実績を踏まえ、引き続き、おおむね倍増の2.6%を目指すものとする。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

当機構は、中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、政府が進める「働き方改革」の趣旨等も踏まえ、次のとおり取り組むものとする。

- 1 機構ウェブサイトへの掲載による官公需情報の提供
- 2 官公需に関する相談体制の整備（「官公需相談窓口」：管理部会計課）
- 3 総合評価落札方式の適切な活用
- 4 分離・分割発注の推進
- 5 適正な納期・工期・納入条件等の設定
- 6 調達・契約手法の多様化における配慮

- 7 知的財産権の取扱いへの留意
- 8 一括調達、共同調達における下位等級者の参加の推進
- 9 中小企業官公需特定品目等に係る受注の機会の増大
- 10 調達手続の簡素・合理化
- 11 小企業者を含む小規模事業者の特性を踏まえた配慮
- 12 技術力のある中小企業・小規模事業者に対する受注の機会の増大
- 13 地域の中小企業・小規模事業者等の積極活用
- 14 中小企業・小規模事業者の適切な評価
- 15 中小建設業者に対する配慮
- 16 事業継続力が認められる中小企業・小規模事業者に対する配慮
- 17 中小石油販売業者に対する配慮
 - ① 当機構において災害時に迅速かつ円滑な燃料供給を必要とする車両を有する施設や、災害時の拠点となる病院や避難所を有する施設を有することとなった場合には、災害時の燃料供給等に関する協定を締結する意義や必要性について検討し、地域の石油組合等から要請があった場合には十分に協議を行うものとする。
 - ② 国等又は地方公共団体との間で災害時の燃料供給協定を締結している石油組合について、災害時だけではなく、平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、燃料調達を一般競争により調達する場合には、災害時の燃料供給協定を締結していること、管内に燃料供給拠点を有すること等、適切な地域要件の設定を行うこととし、当該協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者の受注機会の増大に努めるものとする。
 - ③ 災害時の燃料調達協定を締結している石油組合を活用して円滑な燃料調達ができると認められ、当該石油組合との契約が管内の燃料供給拠点の維持に必要な場合には、調達における費用対効果及び公正性等を十分に検討しつつ、当該石油組合との随意契約を行うことができるものとする。
 - ④ 災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合には、極力分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。
- 18 創意工夫のある中小企業・小規模事業者の参入への配慮

- 19 外注における地域の中小企業・小規模事業者の活用、適正な人件費確保等の周知
- 20 中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮
- 21 ダンピング防止対策、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の推進
- 22 東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮
- 23 令和2年7月豪雨の被災地域の中小企業・小規模事業者に対する配慮
- 24 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する配慮

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

- 1 新規中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置
当機構は、新規中小企業者の受注機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、「スタートアップ育成5か年計画」（令和4年11月28日新しい資本主義実現会議決定）の趣旨等を踏まえ、次のとおり取り組むものとする。
 - ① 過去の実績を過度に求めない運用
 - ② 見積先の柔軟化の推進
 - ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号で都道府県知事が認定した商品又は役務（「いわゆるトライアル発注認定商品等」という。）等の受注機会の検討
 - ④ 新規中小企業者からの相談体制（上記第2における2と同じ。）
- 2 組合の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るため、基本方針に即して取り組むものとする。

第4 上記第1～第3に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

- 1 本方針の適用範囲
本方針は、当機構の全ての部署に適用するものとする。
- 2 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制
中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大のため、機構に設置されている調達等合理化検討会（統括責任者：理事）を推進本部とし、第1の目標達成に向けて、必要

に応じて調達の実績を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供等を行うものとする。

3 制度運用に係る作業環境の整備

新規中小企業者の調達実績の把握やみなし大企業の確認等の制度運用状況を適切に把握し、効率的な確認作業等が可能となる作業環境の整備を図るものとする。

附則

○ 本方針の公表

官公需法第5条第3項に基づき、本方針は速やかに公表するものとする。